

## ・個人情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項・規格

個人情報取扱事業者は、その事業規模及び活動に応じて、個人情報の保護のためのコンプライアンス・プログラムを策定し、実施し、維持し及び改善を行うことが望ましい。

なお、その体制の整備に当たっては、日本工業規格 JISQ15001「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」を、個人データの安全管理措置の実施に当たっては、日本工業規格 JISX5070「セキュリティ技術 - 情報技術セキュリティの評価基準」及び日本工業規格 JISX5080「情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」等を参考にすることができる。

また、個人情報取扱事業者は、以下の事項を参考として「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」を策定し、ウェブ画面への掲載等により公表することが望ましい。

### 事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取扱いに関すること。

・取得する個人情報の利用目的(法第18条関係)

・<本人の同意なく第三者提供する場合>(法第23条第2項及び第3項関係)

- ・利用目的に第三者提供が含まれていること。
- ・第三者に提供される個人データの項目
- ・第三者への提供の手段又は方法
- ・本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

・<共同利用する場合>(法第23条第4項及び第5項)

- ・特定の者との間で共同利用すること。
- ・共同して利用される個人データの項目
- ・共同利用者の範囲
- ・共同して利用する者の利用目的
- ・共同して利用する者のうち、個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

・以下の保有個人データに関すること(法第24条関係)。

- ・ 自己の氏名又は名称
  
  - ・ すべての保有個人データの利用目的
  
  - ・ 「開示等の求め」に応じる手続(定めた場合に限る。)
  
  - ・ 保有個人データの利用目的の通知及び開示に係る手数料の額(定めた場合に限る。)
  
  - ・ 苦情の申出先(認定個人情報保護団体の対象事業者 である場合には当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。)
- . 開示等の求めに応じる手続に関する事(法第29条関係)。
- ・ 申請書の様式(定めた場合に限る。)
  
  - ・ 受け付ける方法(定めた場合に限る。)
  
  - ・ 保有個人データの特定に役立つ情報の提供
- . 問い合わせ及び苦情の受付窓口に関する事(法第23条第5項、第24条第1項、第29条第1項及び第31条関係)。

**個人情報の保護に関する法律を遵守すること。**

**個人情報の安全管理措置に関する事。**

**コンプライアンス・プログラムの継続的改善に関する事。**

「認定個人情報保護団体の対象事業者」とは、認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者(傘下企業)、又は団体が苦情処理等の業務を行うことについて当該団体と契約関係等にある事業者等